

登記費用 | 株式会社設立の手引き

登記費用

株式会社設立には出資資本の負担や役職の取り決め承認など設立のための準備が必要で、それには費用が発生します。

具体的には法務局に法人登記の手続きが必要です。

設立準備書面や、各種証明文書の作成のほか、費用としては、登録免許税(株式会社では最低 15 万円、(合同会社では6万円))や定款の認証料(株式会社 5 万円+α)等が掛かります。

まあ基本的にはこれを司法書士や行政書士にお願いする形になるので、さらにその費用も上乗せする形になります。

資本金は低くで会社は作れますが、この費用だけは低くできませんのでご注意を！

[株式会社設立の手引き](#) All Rights Reserved.